



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料
用水路整備費用は国等に対する寄附金

国又は地方公共団体に対する寄附金は、その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除き、全額損金の額に算入することができます（法法37④一）。今回は、新工場建設に伴って支出した用水路整備費用につき、国等に対する寄附金に該当するか、自己が便益を受ける公共的施設の工事費用の支出として繰延資産に該当するかが争われた事例をご紹介します。（平成18年2月13日福岡地裁・一部取消し・TAINSコードZ888-1068）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

清涼飲料水の製造販売業を営む法人である原告は、P川とQ川の中州部分（約7万m²）を埋め立て、新工場を建設するための開発行為の許可（本件許可）を受けました。それに伴い、開発地域内の中央用水路及び開発地域に隣接する南側用水路を拡幅整備した費用（用水路整備費用）1億218万円を支出しました。

原告は、平成13年12月の法人税の確定申告に当たり、用水路整備費用を地方公共団体に対する寄附金として全額損金の額に算入したところ、被告課税庁は、繰延資産に該当するとして更正処分を行いました。

<裁判所の判断>

裁判所では、次のとおり、用水路整備費用を繰延資産とした更正処分（裁決後の金額）を取り消しました。

1. 用水路の整備は、近隣住民等の要望、市や県の行政指導等によるやむを得ない選択であったとしても、新工場用地の分断を避け、一体に利用するため、中央用水路の一部を暗渠構造にするなどの工法を採用していること等から、原告にも必要があったといえる。また、本件許可を受けるためにも必要であったと認められる。さらに、原告は、工場排水、生活排水等を排水し用水路整備の便益を受けている。
2. もっとも、自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出する費用であっても、寄附金に該当するものは繰延資産とはならない。国又は地方公共団体に対する寄附金の場合、法人税法37条4項1号の規定からすれば、繰延資産となるのは、その費用を負担した法人が、その施設を専ら使用する場合又は一般の者と比較して特別の便益を受ける場合であって、一般の者と同程度の便益を受けるに過ぎないものは寄附金になるものと解される。
3. 原告は、下記の理由から、用水路を専ら使用しているとはいはず、また、一般の者と比較して用水路から特別の便益を受けているともいえないで、用水路整備費用は、繰延資産とは認めることができず、寄附金であると認めるのが相当である。
 - ① 中央用水路には、上流から流れてくる水もあり、原告だけが専属的に利用しているものではないこと
 - ② 用水路の整備は、周辺住民の強い要望によるものであり、水害の防止という便益は、工場用地周辺住民の便益であり、原告がより多くの便益を受けるとはいえないこと
 - ③ 原告が用水路の整備により本件許可を受けることができたという便益は、費用の支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶものという繰延資産の性質にそぐわないこと
 - ④ 原告が、生活用水、工場用水、ボーリングの水質検査の余水を排水することは、用水路の通常の利用方法であって、特別の便益とはいえないこと
 - ⑤ 中央用水路の通路部分以外の緑地帯により、工場立地法に基づく緑地面積率をクリアすることができるという便益は、中央用水路を暗渠構造にした結果であって、間接的、反射的な便益に過ぎず、原告が特別の便益を受けているとまではいえないこと

……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇ 以上の判例について詳細（全文・A4判14枚）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込）で頒布しますので下記宛ご一報ください。